

令和7年12月23日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

南波建設株式会社

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452

2 指名停止期間

令和7年12月23日～令和8年1月5日（2週間）

3 指名停止の理由

南波建設株式会社は、令和6年10月29日に吾妻郡東吾妻町大字原町内で施工された工事において、積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行わせたことにより、作業員の男性が死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で書類送検され、令和7年4月15日に中之条簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：課長補佐